

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 8 - 関東 1 - 1
 【提出書類】 発行登録追補書類
 【提出先】 関東財務局長
 【提出日】 2026年 7 月17日
 【会社名】 A N A ホールディングス株式会社
 【英訳名】 ANA HOLDINGS INC.
 【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 芝田 浩二
 【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号
 【電話番号】 0 3 (6 7 4 8) 1 0 0 1
 【事務連絡者氏名】 グループ総務部長 鷹野 慎太郎
 【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目 5 番 2 号
 【電話番号】 0 3 (6 7 4 8) 1 0 0 1
 【事務連絡者氏名】 グループ総務部長 鷹野 慎太郎
 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債
 【今回の募集金額】 20,000百万円
 【発行登録書の内容】

提出日	2026年 4 月 3 日
効力発生日	2026年 4 月12日
有効期限	2028年 4 月11日
発行登録番号	8 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 200,000百万円

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
-	-	-	-	-
実績合計額（円）		なし （なし）	減額総額（円）	なし

（注） 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 200,000百万円
 （200,000百万円）

（注） 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段
 （ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出
 しております。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	A N A ホールディングス株式会社第43回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金20,000百万円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金20,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年2.428％
利払日	毎年1月24日および7月24日
利息支払の方法	1．利息支払の方法および期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日（以下、「償還期日」という。）までこれをつけ、2027年1月24日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年1月24日および7月24日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年の日割でもってこれを計算する。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 償還期日後は利息をつけない。 2．利息の支払場所 別記（（注）「11．元利金の支払」）記載のとおり。
償還期限	2031年7月24日
償還の方法	1．償還価額 各社債の金額100円につき金100円 2．償還の方法および期限 (1) 本社債の元金は、2031年7月24日にその総額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、法令または別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める業務規程その他の規則に別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3．償還元金の支払場所 別記（（注）「11．元利金の支払」）記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2026年7月17日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2026年7月24日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

財務上の特約（担保提供制限）	1．当社は、本社債発行後、当社が国内で既に発行したまたは国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）に担保を提供する場合（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。）には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定しなければならない。したがって、本社債は、当社が国内で既に発行したまたは国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）以外の債権に対しては劣後することがある。 2．当社が本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約（その他の条項）	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

（注）1．信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付および取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり（電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先）。

（1）株式会社格付投資情報センター（以下、「R & I」という。）

信用格付：A - （シングルAマイナス）（取得日 2026年7月17日）

入手方法：R & Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。

問合せ電話番号 03-6273-7471

（2）株式会社日本格付研究所（以下、「J C R」という。）

信用格付：A（シングルA）（取得日 2026年7月17日）

入手方法：J C Rのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されている。

問合せ電話番号 03-3544-7013

信用格付は債務履行の確実性（信用リスク）についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられることがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報（発行体から提供された情報を含む。）を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2．社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3．社債の管理

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

4．財務代理人、発行代理人および支払代理人

株式会社みずほ銀行

5．期限の利益の喪失に関する特約

（1）当社は、次の各場合のいずれかに該当したときは、ただちに本社債総額について期限の利益を喪失する。

当社が別記「償還の方法」欄第2項第(1)号の規定に違背したとき。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号の規定に違背し、7日を経過してもこれを履行または解消できないとき。

当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄第1項の規定に違背したとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が10億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

(2) 本社債について期限の利益を喪失した場合には、当社はただちにその旨を公告する。

6．社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関して社債権者に通知する場合の公告は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、定款所定の新聞紙および東京都、大阪市で発行する各1種以上の新聞紙（ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。）に掲載する。

7．社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8．社債要項の変更

(1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本（注）4を除く。）の変更は、法令に定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

9．社債権者集会に関する事項

(1) 本社債および本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）の社債（以下、「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本（注）6に定める方法により公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

10．費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

(1) 本（注）6に定める公告に関する費用

(2) 本（注）9に定める社債権者集会に関する費用

11．元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】**（１）【社債の引受け】**

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	9,000	1. 引受人は本社債の全額につき、連帯して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金40銭とする。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	7,000	
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	2,000	
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	2,000	
計	-	20,000	-

（２）【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3【新規発行による手取金の使途】**（１）【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
20,000	103	19,897

（２）【手取金の使途】

当社グループでは、2026年1月に「ANAグループ 価値創造ロードマップ2030」を公表し、DX戦略の一環として2026年度から2030年度までの5年間で総額2,700億円の投資実行を計画しております。

具体的には、顧客体験価値の向上を図るマーケティングシステムの開発、運航におけるイレギュラー対応力の強化を通じた顧客利便性と収益力を高める運航関連システムの開発、データ・AI活用による業務プロセスの变革を通じた生産性向上や省人化を推進するためのシステム開発およびソフトウェア購入等を計画しており、2026年度においては約690億円の投資実行を見込んでおります。

上記の差引手取概算額19,897百万円は、全額を2027年3月末までに当社連結子会社である全日本空輸株式会社へのグループ・ファイナンスを通じた融資資金に充当する予定であります。全日本空輸株式会社は、その全額を2027年3月末までに上記のシステム開発およびソフトウェア購入に係る設備投資資金の一部に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第76期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）2026年6月25日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2026年7月17日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2026年7月2日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（2026年7月17日）までの間において生じた変更はありません。

なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日（2026年7月17日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。また、これらの将来に関する事項については、当社がその作成時点の予想や一定の前提に基づいて判断したものであり、様々な要因により実際の結果と大きく異なる可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

ANAホールディングス株式会社本店
（東京都港区東新橋一丁目5番2号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。